

## 町のうごき

本籍数	5,813
本籍人口	17,481
世帯数	4,935
	(4,906)
住民登録 人 口	17,827 (17,761)
内 男	8,654
内 女	9,173

5月1日現在

( ) 内は4月1日現在

# 広報 天の川

No.224

昭和56年

6月1日発行

発行・秋田県天王町役場 018878-2211~4  
編集・企画室 印刷・秋田協同印刷 0188(23)7477~8

天王町江川漁協

**頑張って  
います**

一組合員にも  
ようやく笑顔一

「こりや太漁だ！」

昨年10月、台風並みの猛威をふるつた強風で、約3億3,000万円の太被害をうけた、天王町江川漁業協同組合（組合長伊藤安正）は、新緑を迎え、ようやく活気づいてきた。

2月から3月にかけて刺網による石ガレイが、また4月、5月とヤリイカが豊漁で、組合員にもようやく笑顔がもどってきた。

これから季節は、定地網ではイナダ、刺網では八の字とワタリガニが獲れ、そしてタイ漁と続く。漁民の話では、今年はタイが期待できるとのこと。

同組合は、昭和48年に天王町の各地

区の組合が合併し、今日にいたっており、組合員は146名です。対象者は天王町全域と、秋田市下新城区域となっています。

これらの漁業は、獲る漁業から育てる漁業へと転換してきており、本町も育てる漁業として、昭和52年から車エビの放流をし、例年その成果が上っている。

今年も9月頃、町の補助を得て100万尾の車エビの稚魚を放流する計画です。

大被害にもめげず、活気をとりもどした組合員は、一致団結のもとに心から笑える日も近いことでしょう。



# 「頭を冷やして、冷静に考える期間」

## 宅地建物のクーリング・オフ制度



（3）

土地、建物などの不動産は、高価なものですから、選ぶときよく考え納得した上で、申し込みや契約をすることが大切のはいうまでもあります。しかし実際には、訪問販売などの場合、業者の強引な勧説のために冷静に考えないで申し込んだり、契約をしてしまい、後日トラブルになるケースが後を断ちません。

そこで、このようなトラブルを防ぎ一般消費者を保護するため、昨年の宅地建物取引業法の改正でクーリング・オフ制度——いわゆる“頭を冷やす”て冷静に考える期間を設ける制度——が導入され、実施されています。

招待の旅行先や戸別訪問など——で、宅地建物の売買契約の申し込みや契約の締結をした場合、宅地建物取引業者は、消費者に対し、申し込みや契約の解除ができるとか、その方法など一定の事項について、書面を交付して告げなければなりません。そして、消費者はその告げられた日から五日間は自由に申し込みの撤回や契約の解除をすることができます。撤回や解

除された場合、宅地建物取引業者は、損害賠償や違約金の支払いを請求することができます。

除された場合、宅地建物取引業者は、損害賠償や違約金の支払いを請求することができます。

大崎には、宝永二年酉（一七〇五）十一月に交付された、秋田藩主四代義格の黒印のある「秋田郡大崎村物成并諸役相定条々」なる文書、いわゆる黒印御定書が伝えられている。

三十一條からなるこの御定書は、幅三十一、長さ五百六十サハの大きさの巻物であり、箱に納められ、大切に保管されてきた。村の責任者である肝煎（関東の名主、関西の庄屋と同じ）は、毎年正月、村人にこれを

読み聞かせたと言われる。物成とは、田畠に対する本租（年貢、租税）であり、諸役とは、労役（人足出し）及び馬の飼料である藁草（ぬめ）、糠（かまくら）、釜木（かまき）などの現物を貢租として納めることである。

検地によって高請人（課税対象者）となった百姓（本百姓）は、この御定書に細かに定められた諸々の税を納めなければならず、もし未納者があれば「壱郷之百姓可致皆納附」——村の百姓で負担し合わなければならなかつた。

御定書は、単に税制を定めるにとどまらず、「一、跡々より如申付在々所々之

## 郷土史コーナー [14] 黒印御定書

大崎には、宝永二年酉（一七〇五）十一月に交付された、秋田藩主四代義格の黒印のある「秋田郡大崎村物成并諸役相定条々」なる文書、いわゆる黒印御定書が伝えられている。

三十一條からなるこの御定書は、幅三十一、長さ五百六十サハの大きさの巻物であり、箱に納められ、大切に保管されてきた。村の責任者である肝煎（関東の名主、関西の庄屋と同じ）は、毎年正月、村人にこれを

読み聞かせたと言われる。

第三回天王町野球大会が、六月二十一日から行われます。参加希望チームは、次により町公民館にお申し込みください。

▽とき 六月二十一日  
→六月二十八日

○第四会場 職業訓練校グラウンド

▽参加資格  
○町内に在住、または勤務している社会人。  
○参加選手のユニフォームは統一すること。

○準硬式、硬式の現役、軟式A級及びB級登録選手

○チーム編成  
○一チームの登録人数は、部長、監督、コーチ等を含めて十八名以内

## 二十一日にプレイボール

現役以外は参加できる)  
△申込み及び監督会議  
○六月十一日㈭ 午後六時まで  
に、登録書を添えて町公民館に申し込むこと

○選手は、必ず背番号を登録すること。（背番号は、算用数字の一から三十番までとし、監督三十番、主将十番）

○抽選のための監督会議は、六月十一日㈭の午後七時から町公民館で行います。

※ 詳細については、町公民館にお問い合わせください。

開会式二十一  
日午前八時、  
町民野球場  
(各チームとも、  
開会式は十人  
以上ユニフォームで参加のこと。参加の  
ない場合棄権とみなす。)

▽ところ

○第一会場 町民野球場

○第二会場 天王中グランド

○第三会場 下出戸近隣公園

▽次の者は参加できない

○高校生以下（定期制の場合）

## 歳時記

## アユ解禁



初夏——釣りマニア待望のアユ解禁のシーズンです。解禁の日は、都道府県や各河川によつて違うところもありますが、だいたい六月一日から十五日あたりが最も多いようです。また暖かい地方では五月中旬のところもあり、北国では七月に入つてからというところもあります。

解禁の目安となるのはア

ユの成育状況で、海で育つた稚アユが川をさかのぼつてきて若アユに成長するころをみます。その時期が、だいたい六月の初旬になるわけです。

アユは、日本ならではともいえる魚で、国内は北海道の南部以南の各地にいますが、

外国では台湾、朝鮮半島など

## 計量士をご存知ですか

六月七日は「計量記念日」

です。

六月7日は「計量記念日」

通です。

“アメシロ”退治に  
ご協力を

わたしたちは、ふだん水道やガス、電気の代金を使用量に応じて支払つたり、肉や野菜を自分で買うなどいろいろな「計量」をしながら生活しています。

計量器に、もし“狂い”が生じていますと不便なことはもちろん、大きさや重さなどを測定したり、正しい計量が行なわれる工場などでは大混乱を招きかねません。

計量士には、製造・流通分野で計量器の整備、正確な計量の保持などを行う「一般計量士」と、騒音・振動、有害物（大気中の窒素酸化物など）の測定に携わる「環境計量士」があります。

六月、そろそろアメシロの発生時期になりました。新緑の葉を食い荒らすアメシロを退治するには、地域の方々がお互いに力をつけて、協力して防除に努めなければなりません。

町では、胃の集団検診を行います。

実施月日	実施場所	受付時間
6月15日(月)	羽立分館	午前5時30分～午前8時
〃16日(火)	大崎生活館	〃
〃17日(水)	天王分館	〃
〃18日(木)	羽立北野分館	〃
〃19日(金)	江川児童館	〃
〃22日(月)	二田児童館	〃
〃23日(火)	出戸地区コミュニティセンター	〃
〃24日(水)	出戸地区老人いこいの家	〃
〃25日(木)	北野児童館	〃
〃26日(金)	追分分館	〃
〃27日(土)	天王町公民館	〃

◎検診料=個人負担300円（検診料1人2,100円のところ、町補助1,800円）当日ご持参ください。

に見られる程度です。

アユは川で生まれて海で育ち、川をさかのぼつて成長し再び河口に下つて産卵した後一年で死んでしまうので、年魚”とも呼ばれます。また香りがよく、おいしいので“香魚”的名もあります。

稚アユが各河川にて若アユに成長するころをみてからつて、解禁日が決められます。その時期が、だいたい六月の初旬になるわけです。

アユは、日本ならではともいえる魚で、国内は北海道の南部以南の各地にいますが、

外國では台湾、朝鮮半島など

放流するなどして、アユを

増やす工夫もされており、放流の数は全国各地で、年間約二億尾にものぼつて

いるそうです。

一方、環境美化の点から、各地でアユのすめる清流を取り戻そうといふ運動も起っています。清流に泳ぐアユの姿は、美しい河川の

バロメーターでもあるのです。

一生のうちに川の下流から上流へとフルコースの旅をするので、ダムや取水堰ができると進めなくなります。そのため、ダムには魚道が作られ、スムーズに旅ができるように配慮されています。

また、稚アユを各河川に

放流するなどして、アユを

増やす工夫もされており、放流の数は全国各地で、年間約二億尾にものぼつて

いるそうです。

一方、環境美化の点から、各地でアユのすめる清流を取り戻そうといふ運動も起っています。清流に泳ぐアユの姿は、美しい河川の

バロメーターでもあるのです。

## 各種健診のお知らせ

月 日	事 業 名	対 象	受付時間	会 場
6月 3日	3カ月児健診	S. 56年2月生れ	12:30～13:00	天王町公民館
〃 4日	マタニティクラス	妊婦	12:30～13:00	〃
〃 12日	1歳半児健診	S. 54年11月生れ	12:30～13:00	〃
〃 16日	マタニティクラス	妊婦	9:30～10:00	〃
〃 17日	3歳児健診	S. 52年11月1日～12月31日生れ	12:30～13:00	〃
〃 23日	予 防 接 種 (3種混合)	第1期生後24ヶ月～48ヶ月の者(3回) 第2期第1期接種後12ヶ月～18ヶ月の者	12:30～13:20	追分分館
〃 24日				出戸地区老人いこいの家
〃 25日				天王町公民館
〃 26日				天王本郷分館
〃 29日	離乳食教室	S. 55年9月生れ	10:00～10:30	天王町公民館
〃	6カ月児健診	S. 55年12月生れ	12:30～13:00	〃



国民年金

国民年金の老齢年金や、  
通算老齢年金は原則として、  
六十五歳から受けられるこ  
とになつて いますが、  
六十歳を過ぎると希望

。六十歳以上  
。六十一歳未満  
。六十二歳以上  
。六十二歳未満  
。六十二歳以上

繰り上げ請求は  
よく考えて

## 危険物取扱者試験講習会 及び試験案内

この支給の繰り上げを希望した人の年金額は、五歳から受けるべき本来の年金額に年金を受けることを希望した年齢に応じて次の率を掛けた額が差し引か

六十三歳未満	二八 <small>セイバ</small>
六十三歳以上	一〇 <small>イチハ</small>
六十四歳未満	一一 <small>イチイ</small>
六十四歳以上	一 <small>イ</small>

六十五歳まで待つて年金  
を受ける方が有利かどうか  
はいちがいに言えませんが  
支給の繰り上げを請求する  
ときはよく考えてから手続  
きをしてください。

された年金は、一生同じ割合で減額され、その後五歳になつても減額される割合が改められることはありません。これは年金を受ける人たちの老後の生活がいろいろな生活環境下にあるので、その人たちに選択の自由を与えたものです。

下出戸 不動台 佐々木 長女 静季 桜庭 昇子  
追分西 長男 拓美 庄司 清美 麗子

岐阜県	上の台	男鹿市	若美町	男鹿市	羽立	秋田市
上野一		男鹿市	若美町	男鹿市	羽立	秋田市
和田	加藤	佐々木	三 村	佐藤	安 田	泉
堺	雅 司	義 弘	とし子	義 博	ひめ子	誓 志
望 子						

おくやみ申しあげます

上江川 目黒ヨシ  
下出戸 加賀谷三郎 50歳  
二田 後藤ヨシ子 59歳  
追分西 竹沢伝四郎 65歳  
蕨

広報先月号、慶弔だより、「お誕生おめでとう」欄中、児玉一佐藤倫藏（長女倫也）とありました。が、倫世に訂正し、また「二人の前途を祝福します」中、

渡部 六愁  
どくだみのひとと群れクリス  
チャンの墓地  
行く先をなめる野焼きの二  
枚舌  
鍵わけて梅雨寒の道共稼ぎ  
春深し長い睫毛に艶を溜め  
夕焼けのなかに落ち尽く砂  
時計  
晩春光狂い鳴きする鳩時計  
児の拳未来を握り夕焼ける  
夜浅し日記の余白に描くあ

※ 講習案内、及び試験願書  
は、消防本部警防課にあり  
ます。

二人の前